

豊橋市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書（病児保育）

豊橋市民病院院内保育所（以下「院内保育所」とする。）における病児・病後児保育業務の管理運営は、本仕様書に基づき行うこと。

1. 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2. 病児保育業務

受託者は、豊橋市病児保育事業実施要綱に基づき病児保育業務を行うこと。
ただし、豊橋市民病院で勤務する者の子にあつては、これを準用すること。

3. 保育日時

(1) 開所日

日曜日、祝日及び年末年始を除く全日。ただし、発注者が希望しない場合はこの限りではない。

(2) 保育時間

午前8時00分から午後6時00分とする。ただし、発注者が希望しない場合はこの限りではない。

4. 業務場所

豊橋市青竹町字八間西50番地 豊橋市民病院敷地内

5. 定員

2名とする。（定員とは登録人員ではなく、一日の病児・病後児保育人数をいう。）

なお、このうち豊橋市民病院で勤務する者の子の利用定員を1名、豊橋市民病院で勤務する者以外の子の利用定員を1名とする。ただし、利用日当日の状況に応じて、上記定員配分に関わりなく2名受け入れることができる。

6. 対象

豊橋市病児保育事業実施要綱に規定する対象者の子（豊橋市民病院で勤務する者の子はこれを準用する）のうち生後6月程度から満6歳に達する日以降における最初の3月31日までの者。

7. 職員の配置

受託者は、利用の有無に関わらず、病児保育事業の運営において病児保育事業選任の看護師等1名以上及び病児保育事業専任の保育士1名以上を配置すること。

8. 施設・設備・備品

(1) 発注者は、病児保育事業を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品を受託者に貸与する。

(2) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギー等環境に配慮すること。

(3) 受託者は、施設、設備及び備品の日常点検等を行い安全確保に努めること。

(4) 施設改修、備品購入等については、発注者と受託者との協議の上、必要と認められた場合に行うこと。

(5) 受託者が故意又は過失、管理を怠ったことにより施設、設備及び備品を棄損又は滅失した場合には、受託者はただちに原状回復に努め、その費用を弁償しなければならない。ただし、発注者が特別な事情があると認めた場合は、その全部又は一部を免除する。

9. 保険への加入

受託者は、病児保育中の事故等に備え、利用者を被保険者とする保険（保育施設賠償責任保険、保育所傷害保険等）に加入すること。

10. 業務区分及び費用負担区分

(1) 病児保育事業委託に係る、発注者、受託者及び保護者の業務区分は次のとおりとする。

項 目	発注者	受託者	保護者
利用案内の作成及び説明		○	
利用手続、申込先		○	
帳簿管理等及び統計資料の作成		○	
立入調査等への対応	○	○	
利用料の徴収及び委託料の請求に必要な資料の作成		○	
保育料の集計、徴収	○		
保育施設の修繕	○		
保育施設の環境管理（清掃、整理整頓、不用品廃棄等）		○	
ゴキブリ駆除、エアコン清掃	○		
その他、受託者が行うべき業務		○	
その他、発注者が行うべき業務	○		

(2) 病児保育事業委託に係る、発注者、受託者及び保護者の費用負担区分は次のとおりとする。

項 目	発注者	受託者	保護者
人件費		○	
福利厚生費		○	
受託者の定期健康管理に関する費用		○	
施設の環境管理に関する費用（清掃、整理整頓、不用品廃棄等）		○	
ゴキブリ駆除、エアコン清掃	○		
被服費		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
賠償責任保険に関する費用		○	
施設の改修、補修、維持に関する費用	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（固定電話）	○		
通信運搬費（携帯電話、インターネットに要する費用）		○	
病児保育事業に係る一品5万円以上の備品費	○		
おむつ、着替え、タオル等保護者が用意すべきもの			○
おむつの廃棄		○	
保育材料（おもちゃ、絵本等）		○	
救急用具		○	
ごみ袋、ティッシュ、トイレトペーパー		○	
蛍光灯、電球	○		
のり、ハサミ等の園児が使用する文房具		○	
職員の使用する文房具		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、発注者が必要と認めた費用	○		

1 1. 安全・衛生・防犯

病児保育業務に関わる安全・衛生において、以下の項目を遵守すること。

- (1) 法令等や施設の特性を考慮した児童及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (2) 防犯対策、緊急時（事故、感染症の発生、食中毒など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止のチェックリスト等を整備し、保護者及び発注者に提示すること。
- (3) 月1回避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- (4) 施設の火気取締りについては、火気取締責任者を定め、遺漏のないよう対応すること。
- (5) 保育業務従事者の健康管理を徹底すること。
- (6) 受託者は名札を常備し、保育にふさわしい服装で業務を行うこと。

1 2. 児童の健康管理・事故への対応

- (1) 病児保育中に具合が急変した乳幼児がいた場合は、速やかに保護者に連絡し、保護者の責任のもと対応をはかること。なお、緊急時は豊橋市民病院の指示をあおぐこと。
- (2) 事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。事故が発生した場合、速やかに保護者及び発注者に報告するとともに誠意をもって対処すること。

1 3. 業務実施報告

受託者は、毎月の業務完了後、業務実施報告書を発注者に提出すること。

1 4. その他

- (1) 委託開始までの期間を病児保育事業の業務委託準備期間とし、委託に向けて誠意をもって協力すること。ただし、業務委託準備期間に発生する費用は、受託者が負担すること。
- (2) 受託者の責による契約解除を行う場合、文書による通知から3か月を目途として次の受託者を決定する。現受託者は、契約解除前かつ新しい受託者の業務開始日まではいかなる理由、損失があったとしても業務を誠実に行わなければならないものとする。また、契約解除により発生した受託者の損害については、発注者は原則としてその損害を一切賠償しない。
- (3) 受託者が交代する場合は、新たな受託者が業務を開始する日までに発注者が定める手続きに従い、誠実に業務の引き継ぎを行わなければならない。
- (4) 毎年度、本業務を履行するに係る事業費（人件費、物品等全て）の、本業務を履行するために消費したことが分かる書類（領収書等）を提示することとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項に関しては、発注者と受託者の双方が誠意をもって協議し定めること。